

東大阪市公園施設野球場利用規約

第1条(目的)

本規約は、東大阪市が所有し、指定管理者が管理運営する公園施設野球場(以下「本施設」という)の安全かつ円滑で公正な利用を確保し、事故やトラブル等を防止することを目的とする。

第2条(適用範囲)

本施設の利用者は、本規約を遵守しなければならない。

本規約における「利用者」とは、申請者および利用するすべての者をいう。

第3条(利用上の遵守事項)

利用者は次の事項を遵守しなければならないものとする。

- (1) 指定管理者の指示および指導に従うこと。
- (2) 指定場所以外での打撃および投球等の練習・試合行為を行わないこと。
- (3) 道具利用については各種競技に適合した用具を利用すること。高反発バット(打球部にウレタン等の反発性の高い素材を使用したもの)やその他改造した用具等を使用しないこと。ただし、花園中央公園野球場に限り高反発バットの使用を認めるものとする。
- (4) 打撃練習・試合等に際しては、常に打球が場外に飛び出さないよう配慮し、安全に留意するとともに、必要に応じて簡易ネットの設置や球拾い、監視員の配置等の安全対策を講じること。
- (5) 観客・他チーム・第三者に危険が及ぶ行為を行わないこと。
- (6) 利用終了後は、施設および周辺の点検・清掃を行い、異常がある場合は速やかに指定管理者へ報告すること。
- (7) 硬式野球の利用については、金岡公園、布施公園、本庄南公園および吉原公園野球場では中学生以下の利用に限る。また、菱屋東公園野球場では男子は小学生以下の利用に限るものとする。
- (8) 本規約のほか、指定管理者が定める「野球場使用マニュアル」を遵守すること。

第4条(安全対策)

本施設は通常必要と認められる防球設備を備えているが、構造上、場外飛球を完全に防止できるものではない。

利用者は自らの責任において安全確認を行い、各施設の規模や競技レベル、気象条件に応じた安全配慮を行うものとする。

事故防止のため、指定管理者が必要と認めた場合は、利用時間の変更または利用の中止等を指示することができるものとする。

第5条(損害賠償および責任)

利用中に発生した事故や故意による破損、場外飛球等により、人身または物的損害が生じた場合は、利用者が誠意をもって対応し、謝罪および賠償を行うものとする。

東大阪市および指定管理者は、通常の管理上の過失が認められない場合には、当該損害について一切責任を負わないものとする。

利用者は本施設利用前に、対人・対物賠償保険等に加入することを推奨する。

利用者が上記保険に未加入である場合や、保険の適用外となる損害が発生した場合でも、当該損害については利用者が責任を負うものとする。

また、市および指定管理者は、必要に応じて利用者に対して損害賠償請求を行うことができるものとする。

第6条(利用停止等)

指定管理者は、利用者が本規約に違反した場合や安全確保が困難と判断した場合には、利用を停止し、または今後の利用を制限することができるものとする。

この場合、指定管理者は利用者に対し利用料金の還付および減免はしないものとする。

第7条(事故発生時の対応)

事故や故意による破損、場外飛球等により損害が発生した場合、利用者は直ちに現場を確認し、被害者への謝罪および指定管理者への報告を行うものとする。

利用者は警察等の関係機関の指示に従い、速やかに必要な措置を講じる。負傷者がいる場合は必要に応じて救急要請や応急処置を行い、救護を最優先に対応するものとする。

第8条(その他)

本規約に定めのない事項や疑義が生じた場合は、東大阪市および指定管理者と協議のうえ誠意をもって解決するものとする。

本規約は令和8年2月1日から施行するものとする。